

(別紙)

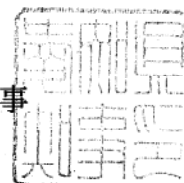
30環活第81-18号

平成30年11月13日

都市計画決定権者 江南市

代表者 江南市長 澤田 和延 殿

愛 知 県 知 事



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する
知事意見について（通知）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）
第30条の2第2項の規定により読み替えて適用される同条例第4条の7第1項
の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、環境の保全の見地からの関係市町長の意見は別添2のとおり、岐阜県知
事の意見及び岐阜県各務原市長の意見は別添3のとおりです。

担当 環境部環境活動推進課

環境影響評価グループ

内線 052-954-6211（ダイヤル）

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ
処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めること。
- (2) 木曾川の両岸に点在する樹林地のうち比較的大きなシイ・カシ二次林を事業実施想定区域に選定した経緯について、その内容を分かりやすく示すこと。

2 大気質、騒音、振動及び悪臭

- (1) 事業実施想定区域が木曾川沿いに位置しているため特異な風向・風速を有すると考えられること、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高くなることが懸念されることから、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。
- (2) 既存の2施設が1施設に集約され、ごみ収集車等の交通量が増加することが想定されることから、ごみ収集車等の走行ルートに係る大気質、騒音及び振動の道路沿道への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。
- (3) 事業実施想定区域の近隣に住居が存在することから、騒音、振動及び悪臭の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

3 動物・植物・生態系

事業実施想定区域は木曾川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることから、動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

4 景観

事業実施想定区域の近隣に住居が存在することから、煙突の位置だけでなく、施設の形状及び色彩にも配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

5 温室効果ガス等

廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

6 その他

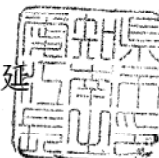
住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。

別添2

30江環第354号
平成30年8月24日

愛知県知事 様

江南市長 澤田 和延



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について
（回答）

平成30年8月16日付30環活第81-3号にて照会のありましたこのこ
とにおいて、意見はありません。

担 当：経済環境部環境課
電 話：0587-54-1111（内線269）
FAX：0587-56-5516



30 犬環第 271 号
平成 30 年 9 月 27 日

愛 知 県 知 事 殿

犬山市長 山田 拓郎



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について（回答）

平成 30 年 8 月 16 日付け 30 環活第 81-3 号で照会のありましたこのことについて下記のとおり回答します。

記

1. 市民の生活環境に十分に配慮をするとともに、環境保全に万全を期すこと

以上

担当 経済環境部環境課

電話 0568-44-0344

FAX 0568-44-0367

メール 020300@city.inuyama.lg.jp



30扶産第 874 号
平成30年 9 月21日

愛知県知事 大村 秀章 様

扶桑町長 千田 勝



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について
（回答）

平成30年8月16日付け30環活第81-3号で照会のありましたこのことにつきまして、意見はありません。

担当：産業環境課
電話：0587-93-1111（内線 276）
FAX：0587-93-2034
E-mail：sangyou_sc@town.fuso.jp



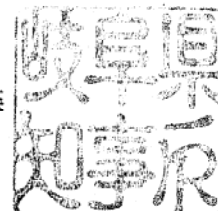
別添3

環管第323号

平成30年10月9日

愛知県知事 大村 秀章 様

岐阜県知事 古田 肇



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する
意見について（回答）

平成30年8月16日付け30環活第81-4号の協議に基づき、別添のとおり各務原市長意見を送付します。

また、本件についての当職の意見は下記のとおりです。

記

【大気質】

- 1 事業実施想定区域の周囲には、複数の住居等が存在しており、施設の稼働に伴う岐阜県内の大気質への影響が回避、低減されるよう、煙突の高さ、建屋の配置等の検討にあたっては、地域特有の地形における風況や逆転層等の短期的高濃度条件による影響を考慮した適切な環境保全措置を講ずること。

【動物、生態系】

- 2 計画段階環境配慮書には、タカ目やフクロウ目といった上位種や、その他重要種の生息可能性が記載されており、施設の設置に伴い岐阜県内に生息する動物や生態系へ影響を及ぼすおそれがある。ついては、建屋の配置等の検討にあたっては、その影響の程度を把握するとともに、事業実施想定区域内の二次林の改変等による影響を考慮した適切な環境保全措置を講ずること。

【景観】

- 3 施設の建屋や煙突の形状、色彩の検討にあたっては、岐阜県側からの眺望の状況を踏まえ、周辺の景観に配慮した適切な環境保全措置を講ずること。



30各環政第221号の2
平成30年8月30日

岐阜県知事 古田 肇 様

各務原市長 浅野 健



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書に関する意見について

環管第245号(平成30年8月17日付)にて通知のありました標記の件について、
下記のとおり提出します。

記

- 意見：1) 方法書では、工事の実施に係る工法、期間及び工程等、環境影響評価項目の調査、予測及び評価手法の選定に当たり、考慮する事項についてより詳細に明らかにすること。
- 2) 本事業の環境影響評価手続の実施に当たっては、各務原市民に対しても丁寧な説明を行い十分な理解を得ること。
- 3) 方法書以降の図書の作成に当たっては、測定機器や設置状況の写真を例示する等、丁寧かつ住民にもわかりやすい図書とすること。
- 4) 焼却施設の焼却方式や排ガス処理方法の検討に当たっては、大気汚染対策を最優先に考え、大気汚染物質の排出を低減するため、利用可能な最良の技術を採用すること。
- 5) 大気質調査地点の選定に当たっては、対象事業実施想定区域周辺の風況を十分に考慮すること。また、必ず各務原市内にも愛知県と同等の調査地点を設定し、調査を実施すること。

